

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

助成対象者の地方税関係情報、生活保護関係情報、助成対象となる子どもの小児慢性特定医療費受給資格情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。

## 評価実施機関名

霧島市長

## 公表日

令和5年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活用具の給付申請に関する事務</li><li>・日常生活用具の給付決定に関する事務</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・台帳管理(excel)</li><li>・Acrocity行政基本</li><li>・中間サーバー</li><li>・MICJET番号連携サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第1の4の項</p> <p>【各手続の根拠】 霧島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第4条、第5条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項 別表第2の4の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2064

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 4人
令和4年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	国分 職員9人
令和5年3月1日	Ⅱ-1 対象者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	税関係情報閲覧対象者数 5人
令和5年3月1日	Ⅱ-2 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	国分 職員9人